



障害年金をご存知ですか？

「障害」と聞くと、車いすや義足などの補助具を使っている人をイメージする方が多いのではないのでしょうか。

障害の種類には、上述した肢体の障害のほかに、内臓、視覚、聴覚、精神などがあり、そのような障害を持った方が受給できる年金を障害年金といいます。「がんとどういう関係があるの？」と疑問に思われるかもしれませんが、抗がん剤などのがん治療の副作用で自由に動けなかったり、しびれがある方、手術によって肺や腸の機能が損なわれている方も対象になる可能性がありますので、がん相談支援センターにご相談ください。

障害年金1級:

他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方。

障害年金2級:

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅で、活動範囲が病院内・家屋内に限られるような方。

障害年金3級:

労働が著しく制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態。日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方。

厚生労働省・日本年金機構発行「障害年金のご案内」
【障害年金に該当する状態】より抜粋

医療用ウィッグについて

「アピアランスケア」という言葉を聞いたことがあるでしょうか？「アピアランス」とは「外観や人の容貌」を意味する言葉です。脱毛（頭髪、まつ毛、まゆ毛等）、皮膚や爪の変色、爪の変形、手術の傷あとなど、治療によって起こる外見の変化に対して、患者さんの悩みに対処し、支援することを「アピアランスケア」と呼びます。（国立がん研究センターがん情報サービスHPより）アピアランスケアには色々な支援の方法がありますが、そのひとつとして今回は「医療用ウィッグ」について紹介したいと思います。治療によって脱毛が起こった場合「人の目が気になる」「会社、学校に戻ったときにどう思われるのかが不安」と思われる方もいらっしゃると思います。その際に活用できるのが「医療用ウィッグ」です。今回ご紹介する「医療用ウィッグ」とはJIS規定で制定された基準を通した商品を指します。（JIS S9623）小児がんの場合は、アピアランスやスヴェンソンなどの企業やNPO法人がウィッグのプレゼントを行なっていることもあります。自治体によっては購入の際に助成金があるところもあります。詳細は企業HP、自治体HPをご覧ください。がん相談支援センターへご相談ください。



おしらせ 12月開催予定のワーキングサポート（仕事に関する相談・勉強の会）は、新型コロナウイルス感染防止のため、ご参加者の健康と安全面を最優先に考慮し、**中止**となりました。当センター主催の今後のイベントは、新型コロナウイルス感染状況の改善の程度を鑑みて開催を決定いたします。なお、開催日程はホームページや院内掲示にてご案内いたします。

日本大学医学部附属板橋病院 がん相談支援センター

東京都板橋区大谷口上町30-1 電話3972-0011（直通） 3972-8111（代表）内線3169

相談対応時間 8:30~12:00, 13:00~16:00 予約受付時間 8:30~16:30

